**介護予防支援業務等委託契約書**

この契約書様式はあくまで参考例であり、各法人で必要に応じ修正を行ってから使用してください。

参考例を使用したこと等により損害等が生じた場合でも、

相模原市は当損害等に対する補償等は致しかねます。

介護予防支援業務等委託について、○○法人○○会（法人名等）○○地域包括支援センター（以下「発注者」という。）と○○（法人名等）○○（居宅介護支援事業所名）（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の実施）

第１条　発注者は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５８条第１項に規定する指定介護予防支援（以下「介護予防支援」という。）及び法第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）について、法第１１５条の２３第３項及び同条の４７第５項に基づき当該業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。なお、当該業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等は、発注者に帰属するものとする。

　（委託業務の内容）

第２条　発注者が受注者に委託する業務（以下「委託業務」という。）の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）発注者が指定する介護予防支援に係る介護予防サービス計画の作成等に関すること。

（２）発注者が指定する介護予防ケアマネジメントに係る介護予防サービス・支援計画の作成等に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める事項に関すること。

　（契約期間）

第３条　本契約の委託期間は、令和○年○月○日から令和○年３月３１日までとする。

２　前項の期間が満了する日の３０日前までに、発注者又は受注者のいずれからも、契約終了について文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）による申入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、委託期間の満了日の翌日から１年間自動更新されるものとし、以後令和９年３月３１日まで同様とする。

　（契約保証金）

第４条　契約保証金は、全額を免除する。

　（委託料）

第５条　第２条の委託業務の委託料は、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（以下「介護予防支援費等」という。）の９割に相当するものとする。

２　前項のほか、当該業務が、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２９号。以下「基準」という。）並びに相模原市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成２８年１１月１日施行。以下「要綱」という。）に規定する加算項目の内容に該当する場合、初回加算時又は委託連携加算時は、介護予防支援費等の委託料にいずれかの加算分９割を加えた総額の金額とする。初回加算時及び委託連携加算時は、介護予防支援費等の委託料に両加算分の９割を加えた総額の金額とする。

　（委託料の請求及び支払い）

第６条　受注者は、発注者の定める期日までに前条により算定した委託料を発注者に毎月請求するものとする。

２　前項の委託料の支払いは、国民健康保険団体連合会の審査決定に応じて、介護報酬支払日に国民健康保険団体連合会から受注者の口座に振り込むものとする。

（法令の遵守）

第７条　受注者は、委託業務の範囲において、責任者及び業務従事者に指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成１８年厚生労働省令第３７号)第１章、第３章及び第４章の規定並びに要綱を遵守させなければならない。

　（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第８条　受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令等を遵守し、委託業務を実施しなければならない。

（責任体制の整備）

第９条　受注者は、委託業務の実施に係る個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

　（責任者等の報告）

第１０条　受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に発注者の指定する方法により発注者に報告をしなければならない。

２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の指定する方法により事前に発注者へ報告をしなければならない。

（１）責任者を変更する場合

（２）業務従事者を変更する場合

　（作業場所の特定）

第１１条　受注者が、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）は、受注者の所在地若しくは発注者が契約をしている介護予防支援等に係る契約者（以下「利用者」という。）の所在地又は発注者の所在地など、委託業務を行う場所とし、その場所を必要最小限に限ることとする。

２　受注者は、作業場所を追加又は変更する場合は、発注者の指定する方法により事前に発注者へ報告しなければならない。

　（監督、教育等の実施）

第１２条　受注者は、責任者及び業務従事者に対し、委託業務の実施や個人情報の取扱いに関する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

２　受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

　（委託業務に係る調査）

第１３条　発注者は、受注者の委託業務の実施状況等について、必要な報告を求め、又は調査することができる。

２　発注者は、前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による委託業務の実施状況等について不十分な点が認められたときは、発注者は委託業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

　（委託業務に係る報告・検査）

第１４条　受注者は、毎月の委託業務の実施状況を、発注者の定める期日までに文書により発注者へ報告しなければならない。

２　受注者は、委託業務において事故が発生した場合若しくは利用者等からの苦情を受けた場合又は交通事故が発生した場合には、速やかに発注者に文書により報告しなければならない。

　　また、受注者は、地震・台風・大雪などの自然災害時において、人的・物的被害を受けた場合は、速やかに発注者にその状況を文書により報告しなければならない。

３　発注者は、第１項に規定する報告を受けたときは、報告内容を確認するための検査を速やかに実施しなければならない。

　（再委託の禁止）

第１５条　受注者は、本契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

　（権利義務譲渡等の制限）

第１６条　受注者は、本契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

　（守秘義務）

第１７条　受注者は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報その他の一切の情報を第三者に提供若しくは漏らしてはならず、委託業務において使用する個人情報についても委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。また、発注者の承認なく第三者へ提供してはならない。委託業務終了後又は契約解除後においても同様とする。

２　受注者は、委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、退職した後も含め、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督をしなければならない。

３　受注者は、委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関して誓約する旨を文書により提出させ、このことについて発注者の指定する方法により発注者へ報告しなければならない。

（個人情報の管理）

第１８条　受注者は、委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

（１）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

（２）発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、作業場所から持ち出さないこと。

（３）個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（４）個人情報の複製又は複写は、原則行わないこと。ただし、当該複製又は複写を行う場合は、委託業務に必要最小限の範囲に限ること。

（５）個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

（６）個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

（７）個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（滅失及び毀損を含む）（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（８）私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物で、個人情報を扱う作業を行わないこと。

（９）個人情報を扱う作業を行うパソコン等の電子機器に、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（１０）個人情報を、電子メール等の媒体を介して送信しないこと。ただし、発注者が承認したときはこの限りではない。

　（受渡し）

第１９条　受注者は、委託業務を履行するために必要な個人情報の受渡しに関して、文書により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

２　受注者は、委託業務を履行する中で、前項で承認を得た項目に加えて個人情報の受渡しが必要となる場合は、文書により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

３　発注者は、委託業務に関わる責任者又は業務従事者に、事前に承認をしている範囲において委託業務の履行に係る各利用者の個人情報を受け渡す際は、受渡しの記録を残し、その内容の合意を得なければならない。なお、発注者が受け渡す個人情報は、その写しを委託業務に関わる責任者又は業務従事者に受け渡すものとする。

４　受注者が管理する各利用者の個人情報を含む、委託業務で使用する全ての関係書類（委託業務で作成した書類を含む。）の受渡しについて、発注者である個人情報の取扱いに係る責任者又は業務従事者が必要と認める場合は、委託業務に関わる責任者又は業務従事者は、その写しを提供しなければならない。なお、発注者が受け渡す際は記録に残し、その内容の合意を得なければならない。

（記録の整備）

第２０条　受注者は、委託業務で使用する全ての関係書類（委託業務で作成した書類を含む。）を相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３１年相模原市条例第１３号。以下「基準等を定める条例」という。）に基づき、適正に保存しなければならない。

　（個人情報の返還又は消去等）

第２１条　受注者は、委託業務が終了したときは、前条の関係書類を発注者に引き渡す。この場合において、引渡しに係る記録を残し、その内容について合意を得なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、基準等を定める条例の規定により保存しなければならない個人情報等を含む記録については、保存期間が経過した後、受注者が発注者に対して引渡して、発注者が消去又は廃棄を行わなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行ったときは、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、文書により発注者に対して報告しなければならない。

　（開示請求）

第２２条　個人情報に係る利用者からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、発注者が対応するものとする。

　（個人情報に係る報告及び事故時の対応）

第２３条　受注者は、個人情報の取扱いの状況について発注者の求めに応じて、発注者の指定する方法により報告しなければならない。

２　受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合の緊急時報告の手順を定めなければならない。

３　受注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を文書により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

４　受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者やその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

５　発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報に係る監査及び実地検査)

第２４条　発注者は、本契約の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。ただし、実地検査を行うことが難しい場合であって、受注者が当該実地検査の項目について調査した結果を発注者に報告したときは、この限りでない。

２　受注者は、発注者が監査等を行う場合、当該監査等に協力しなければならない。

３　発注者は、監査等を行うときは、受注者に対し、あらかじめ通知するものとする。

４　発注者は、監査等の結果、個人情報の取扱いについて改善が必要であると認めるときは、受注者に対し、その改善を指示することができる。

５　受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示への対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

（発注者の契約解除権）

第２５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、当該不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（１）正当な理由なく本契約の全部、又は一部を履行しないとき。

（２）本契約の履行に関し、不正な行為を行ったとき。

（３）履行期間内に委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

（４）本契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

（５）本契約に定める義務を履行しないとき。

（６）前各号のほか、本契約条項に違反したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

（１）本契約の全部が履行不能であるとき。

（２）本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

３　第１項又は第２項の規定により本契約を解除した場合において、損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。なお、受注者は本契約に定める義務を履行せず契約の解除となった場合は、本契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

　（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２６条　前条に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

　（受注者の契約解除権）

第２７条　受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

２　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

３　第１項又は第２項の場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者に損害の賠償を文書により請求することができる。この場合において、損害賠償額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

　（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２８条　前条に定める場合が、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

　（損害賠償）

第２９条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本契約で定める個人情報に関する事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、第三者に対し、委託業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。

　（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第３０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「市条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）市条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

　（暴力団等からの不当介入の排除）

第３１条　受注者は、契約の履行に当たって、市条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

　（契約の履行）

第３２条　発注者及び受注者は、信義に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

　（疑義等の解決）

第３３条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者間で協議して解決を図るものとする。

この契約を証するために、本書２通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

（発注者）法人所在地

　　　　　法人名

　　　　　法人代表者名

（事業所）所在地

　　　　　事業所名　　　　　　　　　地域包括支援センター

　　　　　管理者名

（受注者）法人所在地

　　　　　法人名

　　　　　法人代表者名

（事業所）所在地

　　　　　事業所名

　　　　　管理者名